

平成22年8月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成22年8月27日（金） 午前9時30分

2 出席委員

齋藤道子	委員長
森武洋	委員
三浦溥太郎	委員
三塚勉	委員
永妻和子	委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	原田恵次
管理部総務課長	秋本丈仁
管理部教育政策担当課長	大川佳久
管理部教職員課長	高橋淳一
管理部学校管理課長	藤田裕行
生涯学習部長	外川昌宏
生涯学習部生涯学習課長	平澤和宏
生涯学習部学校教育課長	中山俊史
生涯学習部学校保健課長	飯島幸夫
生涯学習部スポーツ課長	伊藤学
教育研究所長	阿部優子
教育情報担当課長	野間俊行
中央図書館長	根本博行
博物館運営課長	横山治久
美術館運営課長	石渡尚

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。

議案第34号から第36号は、今後市長が議会に提案する議案のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告
前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは、平成 22 年 7 月 27 日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

はじめに、不登校についてです。

8 月 6 日に、「平成 21 年度神奈川県児童生徒の問題行動等調査」の結果が公表されました。この中で、神奈川県の不登校については、出現率が全国最多となったことが報じられております。本市における不登校の出現率は 2 年連続で減少はしているものの、依然として出現率が県平均を上回り、憂慮すべき状況であることには変わりはありません。各種相談員の配置、学校での組織的な対応など、効果を挙げ始めている様々な対策に、今後も地道に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、教員向けの研修についてです。

7 月、8 月は学校が夏季休業となりますが、教員にとりましては研修などで授業力を高める大切な時期です。本市では教育研究所を中心に、教員向けの研修を企画し、数多くの教員が受講し、自己研鑽に励んでおります。私も、今月 18 日に、湘南国際村で宿泊研修として行われました「平成 22 年度初任者研修」に行つてまいりました。今年の 4 月に採用された教員が、講師や指導主事の下、模擬授業などを通じてお互いの授業力の向上に切磋琢磨している姿に、大変心強い思いを感じました。

週明けの 30 日には、夏季休業を終えました子どもたちが学校に戻つてまいります。中学校では進路指導への取り組みも本格化いたします。より一層、子どもたちの精神面にも気を配りながら、生徒全員、皆が元気で充実した学校生活

を送ることができるよう、市教委といたしましては、引き続き、学校を全力で支援してまいりたいと考えております。

私からの報告は以上です。

(質問なし)

日程第4 議案第37号『平成23年度横須賀市立ろう学校幼稚部幼児・高等部普通科生徒募集要項制定について』

日程第5 議案第38号『平成23年度横須賀市立幼稚園に入園する園児の募集について』

委員長 議案第37号及び議案第38号は関連があるため、一括して議題とすることを宣言

(学校教育課長)

議案第37号と38号はいずれも募集要項に関連したものであるため、続けて説明させていただきます。

まず、議案第37号「平成23年度横須賀市立ろう学校幼稚部幼児・高等部普通科生徒募集要項制定について」、ご説明いたします。本議案は、横須賀市立ろう学校の幼稚部・高等部普通科に入学する幼児及び生徒の募集要項を定めるものであります。

恐れ入りますが2ページをご覧ください。最初に幼稚部でございますが、志願資格については「市内に居住するか通学可能な地域に居住する方で、平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた、聴覚に障害のある方」となっております。

募集人員は10名で、募集期間は1月11日から18日まで、土日、祝日を除いて午前9時から午後4時まで入学志願票を受け付けます。面接を2月3日に行い、18日に保護者説明会を実施いたします。

次に、高等部普通科ですが、志願資格については「中学校等を平成23年3月31日までに卒業または修了見込みの方で、県内の通学可能な地域に居住し、聴覚に障害のある方」となっております。

募集人員は8名で募集期間は1月11日から18日まで、土日、祝日を除いて午前9時から午後4時まで入学志願票を受け付けます。学力検査を1月25日に実施し、合格発表を2月3日に行い、合格者については18日に保護者説明会を

実施いたします。

以上で議案第 37 号「平成 23 年度横須賀市立ろう学校幼稚部幼児・高等部普通科生徒募集要項制定について」の説明を終わります。

続きまして、議案第 38 号「平成 23 年度横須賀市立幼稚園に入園する園児の募集について」、ご説明いたします。本議案は、諏訪・大楠の両幼稚園の平成 23 年度の園児募集について定めるものでございます。

最初に 1 の募集人員及び入園資格ですが、両園とも 2 年保育で、諏訪幼稚園は 25 名、大楠幼稚園は 35 名です。入園資格は、ともに、「市内に住所を有し、平成 18 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者」となっております。

次に、2 の選考の方法でございますが、「募集要項による」としてございます。募集要項については 3 ページ以降にございますので、恐れ入りますが 3 ページをご覧ください。こちらの 3 の入園の選考というところで記載させていただいております。要項の 3 にありますとおり、応募者が定員を超えた場合は抽選となります。なお、3 ページの要項につきましては諏訪幼稚園のものでございますが、両園とも、募集人員以外は同一の内容でございます。

恐れ入りますが、1 ページにお戻りください。3 及び 4 の募集期間及び受付ですが、11 月 1 日から 8 日まで、土日、祝日を除いた午前 9 時から午後 4 時まで入園志願票を受け付けます。

5 の選考日等につきましては、9 日に選考、入学予定者に対して 10 日に面接を実施し、11 日に入園決定者の発表と説明会を行います。

なお、入園料は、11,000 円、保育料は、年額 75,600 円です。

以上で議案第 38 号「平成 23 年度横須賀市立幼稚園に入園する園児の募集について」のご説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

(三塚委員)

2 点質問なのですが、1 点目はろう学校のほうで、幼稚部と高等部の募集期間の但し書きについて、この期間には祝日はないのですが、あえて祝日と入れている理由は何でしょうか。2 点目は、高等部の募集人員の 8 人の根拠を教えてください。

(学校教育課長)

募集期間の祝日については、今後、同じような形で指定していくということを考えまして、諏訪幼稚園の要項にも入っていたのですが、そのようなことで、祝日という言葉を入れさせていただいております。

高等部の 8 人でございますが、1 学級の編成については 8 人という規定がご

ございますので、1学級ということの中での8人の募集人数で設定しております。

(齋藤委員長)

教えていただきたいのですが、幼稚部も高等部も、市内在住の方と限定されていないのですが、現在入っていらっしゃる児童・生徒さんというのは市内、市外の方の割合はどのくらいなのでしょう。大体で結構ですので教えていただけますでしょうか。

(学校教育課長)

幼稚部から高等部まで合わせまして、現在26名の幼児・児童・生徒が通学しておりますが、そのうち横須賀市の方が19名、市外の方が7名、横浜市、逗子市、葉山町から通学しております。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第37号及び議案第38号は、それぞれ「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『動産返還等請求事件について』

(総務課長)

7月26日付で横須賀市を被告とする動産返還等請求事件が提訴され、8月1日付で口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状、訴状が横浜地方裁判所より送達されてまいりましたので、ここにご報告させていただきます。

まず、1の提訴について、及び2の口頭弁論期日及び答弁書については記載のとおりです。

次に、3の提訴の概要について報告させていただきます。請求の趣旨ですが、「作品等の返還請求」、「返還の報告及びご遺族に対する謝罪文を「広報よこすか」、横須賀市ホームページ、美術館ホームページに掲載すること」、「訴訟費用の被告負担」となっております。

請求の原因ですが、訴状の中で、負担付贈与契約の締結の経過、贈与に至る経緯、横須賀市への不信、報酬打ち切り宣言とアドバイザー委託終了、などが述べられ、負担付贈与契約の解除に伴い作品等の返還・引き渡しを求めています。また、横須賀市が、原告らに対するさまざまな誹謗中傷に対し、適切な対

応をしてこなかったことに付き謝罪すべきと求めてきております。

現在、口頭弁論及び答弁書作成に向け、弁護士と相談中ですので、対応についてここで述べることは差し控えさせていただきますが、本件寄贈は負担を伴わない無償贈与であったとの見解を持っていますので、その見解に基づいて対応していくことを申し添えます。

以上で、訴訟に関する報告を終わります。

(質問なし)

報告事項(2) 『教育委員会の点検・評価について』

(教育政策担当課長)

それでは、「教育委員会の点検・評価について」、ご説明させていただきます。

お手元にお配りいたしました「教育委員会点検・評価報告書」とあります冊子の1ページをお開きください。

「(1) 点検・評価の目的」にありますとおり、教育委員会の点検・評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、全国すべての教育委員会で実施が義務付けられているものでございます。内容としましては、教育委員会が事前に立てた基本方針に沿って、具体的教育行政がどのように執行されたかについて、教育委員会が自らチェックするとともに、地域住民への説明責任を果たすという意味で、市議会への報告、市民への公表が必要とされております。また、点検・評価の実施にあたりましては、客観性を担保するという観点から、学識経験者の知見を活用することとされております。

点検・評価の具体的な内容や方法につきましては、各教育委員会に委ねられており、横須賀市では、昨年同様、教育基本計画の進行管理を基に、改善を図りながら、点検・評価を実施いたしました。

点検・評価実施の流れについてですが、まず、教育委員会内で施策指標と実施事業の状況について検討を行い、実績値や事業内容を記載し、施策指標と実施事業の状況からなる点検書部分を作成しました。次に、2ページに記載の2人の学識経験者に、それぞれ点検書部分の内容をご覧いただき、施策指標や事業実績などについて、ご意見をいただきました。その後、学識経験者からいただいたご意見に関する今後の方向性と評価を作成し、本日、「点検・評価報告書」として提出させていただいております。

本日、当委員会でもいただいたご意見などを踏まえ、報告書を確定させたいうえで、平成22年第3回市議会定例会の教育経済常任委員会で、市議会へ報告いた

します。また、その後、市民の皆様への公表ということで、ホームページと広報よこすかで周知を図ってまいります。

それでは、3ページをお開きください。「点検・評価報告書」の見方について記載しております。このページを活用いたしまして報告書の構成について、ご説明させていただきます。

まず、「1生涯を通じて自分を磨き続ける」という部分が教育基本計画で立てている施策体系の名称となります。

次に、「(1) 施策の背景」として、その施策をなぜ行うかについて説明しております。また、その下の参考には、大きな施策体系である「生涯を通じて自分を磨き続ける」の下に位置付ける施策を記載してあります。「生涯を通じて自分を磨き続ける」の場合ですと、「学習内容の基礎基本の習得」など12項目となっております。

次に、「(2) 施策指標」についてです。ここでは、施策体系の進展状況等を測るために参考となる指標をいくつか設定しています。表の「目標設定基準値」の欄には23年度目標を設定するにあたって基準とした数値と時点を、「23年度目標」の欄には教育基本計画の最終年度である平成23年度時点での目標を示しております。また、「到達度」とありますのは、23年度目標に対する21年度時点での到達度を示しております。

次に、「(3) 実施事業の状況」です。教育基本計画のアクションプランに掲載している事業について、実施事業の状況を測るために設定した指標、20・21年度実績を掲載しております。

次に、4ページをご覧ください。「(4) 外部の方々からいただいたご意見」についてです。これは、「(2) 施策指標」と「(3) 実施事業の状況」について、学識経験者の方に見ていただき、ご意見としていただいたものを掲載しております。ご意見の後ろに、ご指摘いただいた指標・事業等についての今後の方向性を括弧書きで記載しております。

最後に、「(5) 評価」についてです。(1)～(4)を基に、教育委員会として、現状をどう捉えているかを「①現状分析」に、今後どのように考えていくかということ「②今後の方向性」に記載しております。

なお、施策指標と実施事業の表に出てくる用語の中で、分かりづらいと思われるものには注をつけ、その施策体系ごとの一番後ろのページに用語解説をつけております。

5ページから27ページについては、施策体系ごとに、今、説明しました内容を記載しております。28ページから31ページには、アクションプランに掲載のある他部局の事業の実施状況を参考として掲載しております。そして、31ページの後ろに、「横須賀市教育委員会点検・評価についてのご意見」として、この

「点検・評価報告書」を見ていただいた方から、ご意見をお寄せいただけるようにしております。

それでは、5ページをお開きください。「1生涯を通じて自分を磨き続ける」の部分についてご説明いたします。

「(1) 施策の背景」としまして、市民一人一人が生涯を通じて継続的に自ら学び、自ら考え、問題を解決できるように、生涯学習社会の構築を目指す施策・事業を行っていくということで、その状況を測るものとして、「(2) 施策指標」で

- ・学習の基礎基本の習得状況（小学校）と（中学校）
- ・学校教育支援ボランティアの活用状況
- ・英語によるコミュニケーション能力の習得状況
- ・生涯学習センターの利用者数

を設定しております。

これらについて、外部からいただいたご意見としましては、8ページに記載のとおり、

- ・「習得状況」の差が進級とともに拡大する傾向を未然に防ぐために、小・中学校9年間の学習指導を一体的に捉えた授業改善が図れるように、学校・教師への支援体制を含めた整備の充実が求められる。
- ・英語によるコミュニケーション能力の習得状況については、さらに高い努力目標を設定し、創意工夫に努めてほしい。
- ・生涯学習センターの利用者数への着目とともに、利用者ニーズへのきめ細かな対応など質的な側面からの検討も必要となろう。

などのご意見をいただいております。

「(3) 実施事業の状況」につきましては、8から10ページに記載のとおり、

- ・各校へ広がった研究活動がさらに発展・充実し、全市的規模で公開・発信・交流できるように整備されることを望む。
- ・読書活動推進事業については、到達度も高く評価できるが、さらに継続的に促進させてほしい。
- ・地域伝統芸能体験教室や文化財出前教室など、地域郷土教育に積極的に取り組んでほしい。
- ・スクールデジタルコンテスト事業の実施率が向上するように、参加校との協力関係の改善を図るなどの工夫に努めてほしい。

などのご意見をいただいております。

なお、ご意見をいただいた項目に対する状況の説明や今後の方向性については、それぞれのご意見の後ろに記載しております。

これらを受けまして教育委員会として、10ページ「(5) 評価」の「②今後の

方向性」に記載のとおり、

- ・より効果的な研究・研修の検討を行い教科指導の充実に努めていくことや学力向上推進プランに着実に取り組んでいくこと
- ・幼児教育と小学校教育の連携推進や小中一貫教育の検討を行っていくこと、教科担任制の成果と課題を検証し研究を充実させること
- ・読書活動や学校図書館の活性化等を含め、子どもの読書習慣の定着に向けて取り組んでいくこと
- ・情報教育や地域郷土教育において、児童生徒の学ぶ機会の場がさらに活用されるように努めていくこと

などを考えております。

12 ページをお開きください。「2 思いやりや素直に感じる心をもつ」について説明いたします。

「(1) 施策の背景」としまして、一人一人が他人を思いやる心や感動する心などをもつことができるように、芸術や文化にふれる機会を提供する事業などを行っていくということで、その状況を測るものとしまして、「(2) 施策指標」で

- ・人権講座の受講人数
- ・美術館展覧会観覧者数
- ・自然観察会・講座等への参加人数
- ・いじめ解消率
- ・不登校児童生徒の学校復帰改善率

を設定しております。

これについて、外部からいただいたご意見としましては、14 ページに記載のとおり、

- ・人権講座は関心が高くその必要性が明らかになっている。今後も事業の充実が望まれる。
- ・美術館展覧会観覧者数が前年に比べて減少している。美術館へのアクセスなどさらに工夫できないものか。
- ・いじめや不登校などの問題に関しては、特効薬は期待しにくい。今後も地道で誠実な対応と学ぶ楽しさの実現に向けた粘り強い取り組みを期待する。

などのご意見をいただいております。

「(3) 実施事業の状況」につきましては、15 ページに記載のとおり

- ・美術館展覧会事業や地域文化活動の支援について、実績が評価できる。
- ・高等学校国際交流支援事業について、今後とも継続し、国際理解教育の充実つながることを期待したい。
- ・小学校への「ふれあい相談員」の配置時間数がさらに増えるよう検討してほ

しい。

- ・中学校への「訪問相談員」の派遣数が不登校生徒の学校復帰率の改善に十分に結びついていない点が気になる。量と質の両面から検討してほしい。

などのご意見をいただいております。

これらを受けまして教育委員会として、16 ページ「(5) 評価」の「②今後の方向性」に記載のとおり、

- ・不登校児童生徒の割合は依然として国を上回る状況にあり、不登校の防止につながる方策を含め、取り組みを推進すること
- ・支援を必要とする子どもたちに対し、一人一人の立場に立って、必要な支援ができる体制づくりを継続的に行っていくこと
- ・人権講座、美術館展覧会、博物館の自然観察会・講座において、内容の充実や情報提供の工夫などを図り、参加者が増えるように努めていくこと

などを考えております。

17 ページをお開きください。「3 健やかにいきいきと動く」について説明いたします。「(1) 施策の背景」としまして、市民一人一人が健康で生きがいを持って生活を送れるように、スポーツに対する関心を高めるとともに、スポーツを楽しむ機会を確保するなどの事業を行っていくということで、その状況を測るものとして、「(2) 施策指標」で

- ・体育施設等の利用人数
- ・学校給食統一献立における地場産（横須賀産）の使用品目
- ・体力・運動能力調査の結果

を設定しております。

これについて、外部からいただいたご意見としましては、18 ページに記載のとおり、

- ・体育施設等の利用人数は、市民への体育施設提供という基本的な趣旨にかなう範囲にあるといえる。
- ・地産地消の取り組みを学校給食において進めていくことを通して、郷土愛が芽生えることを期待したい。

などのご意見をいただいております。

「(3) 実施事業の状況」につきましては、18・19 ページに記載のとおり、

- ・高い成果を収めている部活動指導者派遣事業を継続しながら、よこすかドリーム・スポーツプロジェクト推進事業との連携を図っていくことを期待したい。
- ・健康体力づくり推進事業とよこすかドリーム・スポーツプロジェクト推進事業を連携させて、より一層の充実を図っていくことを期待したい。
- ・児童生徒の生命にかかわる応急手当普及員の養成は急務であり、資格者配置

校を今後とも増やし実施率 100%をめざしてほしい。
などのご意見をいただいております。

これらを受けまして教育委員会として、19 ページ「(5) 評価」の「②今後の方向性」に記載のとおり、

- ・よこすかドリーム・スポーツプロジェクト推進事業により児童生徒のスポーツに対する関心を高めること、部活動指導者を派遣することにより運動部活動の充実に継続的に取り組んでいくこと
- ・体育会館の利用や学校体育施設の開放を充実させていくことによって、地域におけるスポーツ活動を充実させていくこと
- ・学校給食における地場産の使用品目拡大、児童生徒や家庭への食育の啓発、給食食器の改善などの課題に取り組んでいくこと

などを考えています。

20 ページをお開きください。「4 多様な教育・学習活動を支える」について説明いたします。「(1) 施策の背景」としまして、学校教育や社会教育の施策を効果的に進めるために、施設整備や利用環境の構築、相互の連携協力などの事業を行っていくということで、その状況を測る指標としまして、「(2) 施策指標」で、

- ・学校施設開放の利用人数
- ・まなび情報の提供件数
- ・普通教室のLAN整備率
- ・小・中学校の耐震化率
- ・特別支援学級の設置

を設定しております。

これについて、外部からいただいたご意見としましては、25 ページに記載のとおり、

- ・「まなび情報の提供件数」の減少が気になる。原因を明らかにして、改善に努めてほしい。
- ・児童生徒の生命に関わる問題なので、学校の耐震化については継続的な保守点検を望みたい。
- ・特別支援学級の設置と充実は必要不可欠であり、全校配置を目指して、計画的に取り組んでほしい。

などのご意見をいただいております。

「(3) 実施事業の状況」につきましては、25・26 ページに記載のとおり、

- ・学校空調設備の充実が学校環境の基本条件を保障する大切な事業である。全校整備を目指して着実に進めてほしい。
- ・校舎等耐震補強事業は完了しており評価できる。学校校舎改築に関しても、

予定通り迅速に取り組んでほしい。

- ・地域の教育力と学校との連携が、やがて郷土を愛する成人を育てる事業として高く評価されてよい。
- ・夏季研修への教職員の参加人数が減少していることが気になる。改善に努めてほしい。

などのご意見をいただいております。

これらを受けまして教育委員会として、27 ページ「(5) 評価」の「②今後の方向性」に記載のとおり、

- ・ALTの全校配置、情報機器の整備などの環境整備が進む中で、その効果が最大限に上がるよう研修や支援を行っていくこと
- ・教師が子どもに向き合う時間を十分に確保できるように、様々な方策や体制づくりを検討していくこと
- ・空調整備など、児童生徒の教育環境を整備する事業を着実に推進していくこと
- ・学校と地域の連携において、学社連携・学社融合なども含め、施策や事業を検討していくこと

などを考えております。

28 ページから 31 ページには、参考として他部局の事業を、その後ろには、アンケートを添付しております。

以上で教育委員会の点検・評価についての報告を終わらせていただきます。

(森武委員)

5 ページの「生涯を通じて自分を磨き続ける」のところを教えていただきたいのですが、例えば施策の指標の①、②を見ますと小・中学校の学習の基礎基本の習得状況なのですけれども、目標設定基準値の平成 16 年度が小学校 96%、中学校 79%で、23 年度目標の数値が同じく 96%、79%となっているのは、これは元々の目標が現状維持を目標としているという理解でよろしいのでしょうか。

(学校教育課長)

そのとおりでございます。

(森武委員)

そうしますと、評価の基準ですのでなかなか 100%にはならないとは思いますが、施策の①に挙げられている理由というのは、基礎基本の習得状況が現状では良いのでそれを維持していきたいということで取り上げられているのでしょうか。その辺りをご説明いただければと思います。

(学校教育課長)

お話がありましたように、基礎基本の習得状況をどのような指標で測っていくかということについてはかなり悩んだ部分があります。その中で、最終的に一番分かり易いのは、こちらに記載されている、小学校でいえば「2」以上が「概ね満足」という状況ですので、それが基礎基本の習得状況を捉える時に一番近いのではないかとということで指標については考えさせていただきました。

そういった中で、目標設定基準値 96%の小学校につきましては、設定当時についても非常に高い数値を示して、なかなか現状からそれを超えることは厳しいという中で、やはり現状維持をまず目指していくことが大事だろうと、その数値を設定しております。中学校につきましては、小学校より低いというのは、これは現実を見据えたということで、では中学校は低くてよいのかという部分については、課題はあろうかと思っておりますので、この目標の数値については、今後、見直していかなければいけないと考えております

(三塚委員)

施策体系2の12ページのいじめ解消率が、これを見ると数字的には非常に良い状況で解消率が測られているのですが、実際にどのようにいじめを把握して解決しているか、学校ではどのような取り組みをしているのか、どのような調査でこの数値を測っているのか訊きたいのですが。

(学校教育課長)

いじめに関する調査につきましては、学校基本調査を基にして数値を出しております。そういった中で、まずきっかけとして、いじめを発見するという部分については、教職員が発見するということと、本人・保護者からの訴えというものが件数としては多く上がってきております。その中で、いじめの状況が認められたものについては、当然各校の対応になるのですけれども、そういった対応の中で、ある一定の解決が図られたと思われる数字が、この数値でございます。なかなか100%にならない点につきましては、これでこの課題が解決した、と認定するのがなかなか難しいという部分がありまして、かなり慎重に今後の継続というものを含めた形でもって進めていくところがあるということで、目標は100%で掲げておりますけれども、なかなかそこまでは到達していないというところでございます。

(三塚委員)

同じページの不登校についてなのですが、不登校については、長年、各学校は取り組んでいると思いますが、なかなか数字的には上昇してこないという

ところで、学校の取り組みはたくさんあると思いますが、取り組んでいて、ここをもう少しということでも教育委員会から支援できるようなことが、こちらに記載されていること以外で何かありますか。

(学校教育課長)

1つは、この中にも書いてありますが、学校の規模にかかわらず、相談員等の配置を一律にしているという点について、規模の大きい学校や不登校の多い学校はなかなか難しいだろうと、この点については考えていかなければならないと考えております。それから、学校の中だけでは解決できない複雑なケースがかなり多くなってきている中では、登校支援アドバイザーという生活の環境にも働きかけていくという役を与えるものを考えていかなければならない、そういうことの人的配置を昨年度から始めまして、昨年度は初年度ということでもなかなか活用の仕方が難しい部分がありましたが、少しずつ軌道に乗ればと思っております。

(森武委員)

ただいまの12ページの施策指標⑥、⑦についてお伺いしたいのですが、まず⑥ですがこれについては実績のところの見方がよくわからないのですが、23年度目標が受講率60%で21年度実績がもう既に123%になっているのですけれども、これは、どういう指標で見られているのかご説明いただければと思います。

(生涯学習課長)

講座をする時に定員を設定するのですが、定員が会場や講座によって異なりますので、必ずしも講座によっては定員を上回る受講がされない場合があるということで、概ね6割に設定しているのですが、講師によっては、例えば昨年ですと横田ご夫妻の講座については非常に人気があって応募が多く、会場は広いのですが応募の定員は余裕をもって設定していて、会場のキャパシティ上限はお受けをするということで120%というようなことが発生しております。少し目標を低めに設定して、実際は希望によっては定員を超えてお受けしているということでございます。

(森武委員)

施設の定員ではなくて、受講者の定員でみられて余裕があったのでデータでは100%を超えているということは分かったのですが、そのような考えでいきますと、定員を少なめに設定すると受講率は上がり、逆に広い会場で定員を多めにすると受講率は下がってしまうというような指標でこれを評価されるというの

はよいのかどうか、こちらはこういう指標でやられているので構わないと思うのですけれども、今後その辺りを検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

(生涯学習課長)

検討させていただきたいと思います。

(森武委員)

同じく施策指標⑦の美術館展覧会観覧者数ですが、累計目標で目標を設定されているので、21年度ですと371,219人が74.2%に相当するという理解でよろしいのでしょうか。

(美術館運営課長)

仰るとおりです。5年間で50万人を想定しておりますので、平成21年度で37万人を突破、約3分の2を達成している、74%ということです。

(森武委員)

そうしますと、毎年順調にいくと今年度の目標値は80%にいけばよろしいということでしょうか。これは100%には絶対ならない数値だと思うのですが、その辺りはどのように理解すればよろしいのでしょうか。

(美術館運営課長)

5年間で50万人を目標としておりますので、このままいくと100%を超えます。

(森武委員)

5年間の目標に対して5年後の数値を使って今の率を出しているのですが、ぱっと見ると74%にしか達していないのだというように見えてしまうのですが、実は今年度のところで区切ると100%を超えていい数字が出てくるのに、この指標でやると74%に見えてしまう。これは書き方だと思いますが、表をずっと見ていくと目標に達していないのかなというように見えてしまうので、今後ご検討いただければと思います。

(三塚委員)

20 ページの⑱特別支援学級の設置についてですが、今年度は中学校に1校未設置の学校があったと思うのですけれども、これで見ると大きな課題がある訳

ではなくて設置は可能だということのようなのですが、その学級に入る生徒さんがいないということを含めて、全校設置できれば一番良いのですが1校未設置というのはどうしたのだろうかという点と、未設置という部分と設置したという部分が人的配置だけなのか、援助を受けて特別支援教室の整備を含めたところでの設置なのか。

(学校教育課長)

1校未設置の学校につきましては、委員が仰ったとおり、今年度入学予定者がいなかったということで、もし希望者が出た場合については対応できるように考えております。特別支援級の設置校数については、必ずしも十分でないところもありますが、人的な面だけではなく物理的な教室の設置も合わせて設置と捉えています。

(齋藤委員長)

6ページの(3)実施事業の状況の④ですが、20年度の予定40校に対して実績が63校、21年度も予定40校に対して実績が65校で、実施率が予定をオーバーしているので、結果的には大変結構なのですが、同様に予定を20年度で既にオーバーしているのに21年度もまた前年度と同数で予定をしている、例えば⑧もそうですが、これは20年度に結果的に予定よりかなり多く達成しているのだから次年度の予定を増やすということにならないのかと思うのですが。

(教育政策担当課長)

教育基本計画のアクションプランという平成19年度から21年度までのプランがございまして、それぞれの事業の予定値が掲載してあります。その数値を20、21年度は記載しております。アクションプランの進行管理という役割もございまして、基本的にはその数値を記載しております。

(齋藤委員長)

予定にある程度、拘束性があるわけではなく状況によってはそれはもちろん今後変更も可能ということですね。

(教育政策担当課長)

非常に乖離したような場合には検討する必要があるかとは思いますが、現状ではアクションプランの進行管理を基本としてやらせていただいております。

(森武委員)

重複するかもしれませんが、18 ページの部活動指導者派遣事業で、こちらは予定が 20 年度 700 回、21 年度 700 回に対して、実績が 20 年度 809 回、21 年度 854 回ということで 100%を超えているのですが、これは、予定数はもっと以前に決まっていて、実際にはそれを超える要望があったりして予算措置をしているので、100%を超えているという理解でよろしいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

そのとおりでございます。

報告事項 (3) 『財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況の報告について』

(生涯学習課長)

報告第 33 号「財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況について」ご報告いたします。経営状況説明書によりご説明させていただきますので、表紙をおめくりいただきたいと思えます。

なお、当財団は平成 18 年度より指定管理者として生涯学習センターの運営管理業務を行っておりまして、今回ご報告する平成 21 年度は 4 年目となります。

目次にごございますように「一般会計」「特別会計」に分けておりますが、基本財産関係、受託事業など非課税対象事業が「一般会計」と、指定管理事業など収益事業が「特別会計」と会計を区分して事業を実施しております。

それでは、1 ページから、平成 21 年度事業報告のうち「一般会計事業」の主な点についてご説明いたします。

「1 文化生涯学習活動支援事業」の「(1) 文化生涯学習事業助成」は、助成要綱に基づき、市内のグループ、個人が実施する文化事業、生涯学習事業について、対象費用の 20%を 10 万円を限度に助成をいたしました。2 ページまで記載してあります 20 件に対して助成をしております。

「(2) 文化施設助成」は、横須賀の文化の創造に寄与すると認められる文化施設に対し、その運営に必要な費用の一部を助成するものです。記載の 1 施設に 20 万円を助成いたしました。なお、20 万円は要綱の上限の経費でございます。

「(3) 市民文化祭協賛」は、第 62 回市民文化祭公募部門入賞者 7 名の方に生涯学習財団賞を贈呈いたしました。

3 ページ「(4) その他の協賛」といたしましては、(ア) に記載のとおり「平成 21 年度横須賀川柳協会第 1 回川柳大会」を始め 9 件に、生涯学習財団賞を贈呈するほか 3 ページから 5 ページに記載がございますように「(イ) 後援名義使

用承認」を42件の事業に対し行いました。

恐れ入りますが6ページをお開きください。「4 受託文化事業」は、文化振興課から委託を受けた事業で、「(1) 第62回市民文化祭」において、春2行事、秋22行事を実施したほか、7ページの「(5) 第11回カジュアル・コンサート」まで、記載のとおりの実業を実施いたしました。市民文化祭は13,439人の方々にご覧いただきました。

8ページをお開きください。続きまして、「特別会計事業」について説明いたします。

指定管理事業として、生涯学習センターの運営管理、市民大学、生涯学習情報の収集提供事業の3事業を一括して実施いたしました。

まず、「(1) 生涯学習センターの運営管理」につきましては、大学習室以下、パソコン研修室まで、記載のとおり利用状況になっております。施設の利用率は70.6%で、前年比1%増、98,756人の方々にご利用いただきました。無料施設であります図書室、情報コーナーの利用状況は記載のとおりです。

「(2) 市民大学事業」は、9ページの「(ア) 前期講座」として22講座、「(イ) 後期講座」を24講座、10ページの「(ウ) 特別講座」を5講座、11ページの「(エ) ジュニアカレッジ」を2講座開設し、「市民大学事業集計表」のとおり、合計53講座、3,783人の方々を受講いただきました。なお、募集定員を超えた講座は28講座、定員を下回った講座が25講座となっております。日本の歴史、古典文学に関する講座に人気集中している傾向が見られました。

「(3) 文化生涯学習情報収集提供事業」は、講師、サークル、講座などの情報の収集、提供と学習相談を行っています。「(ア) 学習相談事業」では、相談コーナーに専任の相談員を配置しており、97件の相談に対応しました。「(イ) 「yokosuka まなび情報」の収集提供」のほか、12ページの(ウ)、講師が自主的に学習成果を地域に還元するため、初心者講師が講座運営の基礎などを学ぶ、講師デビューサポート事業として「yokosuka まなび情報登録講師ABCプラン2009」を実施したほか、13ページの「(エ) コミュニケーションスキルアップ講座」を実施しました。また、「(カ) まなびかんニュース」の発行や「(キ) ホームページの運営」により、生涯学習事業について、広く多くの情報発信を行いました。

14ページをお開きください。「2 その他の事業」として、「(1) まなびかんクラブ事業」、「(2) 文化普及啓発事業」を18ページまで記載のとおり実施いたしました。

18ページをご覧ください。「(3) ウェルシティまつり」は、保健所と合同で各種イベントを毎年開催しており、全体で4,904人の参加をいただきました。

恐れ入りますが、20ページをお開きください。

「Ⅱ 庶務の概要」ですが、「1. 役員等に関する事項」、「2. 理事会等に関する事項」は記載のとおりとなっております。

21 ページ「Ⅳ 基本財産額の状況」ですが、基本財産額は4億2,654万円で内訳は市出資金等、記載のとおりでございます。Ⅴの「運用財産の状況」も含め前年度と変更はございません。

次に、ただいまご説明いたしました事業にかかる収支についてご説明いたします。恐れ入ります、22 ページをお開きください。一般会計と特別会計を合わせた「収支計算書総括表」になります。

「Ⅰ 事業活動収支の部」「①事業活動収入」の一般会計ですが、「1 基本財産運用収入」は、利息収入、「2 補助金等収入」は、市からの受託事業収入及び入場料収入です。「5 雑収入」は、運用財産の利息収入及びまなびかん友の会会費収入でございます。特別会計は、「3 指定管理事業収入」のほか、4の「事業収入」などで、事業活動収入の合計は1億2,778万5,755円となっております。

続きまして、「②事業活動支出」ですが、一般会計では「1 事業費支出」は事業報告で説明した各事業に要した費用、2の「管理費支出」は、職員の人件費及び財団事務局運営経費等になります。

特別会計の事業費支出は、指定管理事業、まなびかんクラブ事業などを実施した経費で、事業活動支出合計は1億1,915万1,819円、事業活動収支差額は863万3,936円となっております。

「Ⅱ 投資活動収支の部」の、「②投資活動支出」の、「1 特定資産取得支出」は、職員4名分の平成21年度分退職金積立で、投資活動収支差額は△240万9,356円となっております。

以上、決算といたしましては、最下段の3科目のとおり、当期収支差額622万4,580円、前期繰越収支差額469万2,589円でしたので、次期繰越収支差額1,091万7,169円となります。

なお、23 ページ以降に、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録の総括表が、さらに会計別に、一般会計が26ページから34ページ、特別会計が35ページから40ページに各々記載してありますので、恐れ入りますが後ほどお目通しいただきたいと思っております。

恐れ入ります、41 ページをお開きください。平成21年度事業及び決算につきまして、記載のとおり、監事による監査を6月17日に受け、適切な事業執行が認められております。

また、記載はございませんが、6月28日に開催されました理事会において、全員一致で承認いただいておりますことを併せてご報告申し上げます。最後に、42 ページ以降の「平成22年度事業計画及び予算」については、3月19日に開

催された理事会において全員一致で承認されており、記載の事業を順調に進めておりますので、こちらについても後ほどお目通しいただきたいと思えます。

以上で、「財団法人横須賀市生涯学習財団経営状況の報告について」の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

(森武委員)

22 ページの収支計算書総括表のところで教えていただきたいのですが、特別会計ということは指定管理事業による事業だというお話だったのですが、収支が0になっているのは、収入の部で6の「繰入金収入」というのはどういう数字と理解すればよろしいのでしょうか。

(生涯学習課長)

これは一般会計より繰り入れをしております、特別会計がある意味0になるように一般会計と調整しております。

(森武委員)

この決算のところまでは、指定管理者の直接指定された指定管理者だったと思うのですが、今年度から公募による指定管理者に移行しているかと思えますが、公募ということは他の事業者も入ることができると思えますがこの財団が特別会計で指定管理を受けられなかった場合に、財団としての運営はどうなるのでしょうか。

(生涯学習課長)

一般会計でやっておりますのが、基本財産と受託事業ですので、最終的には財団のご判断にはなりますが、指定管理を受けられなかった場合には非常に厳しい状況になると思えます。仮にそういうことがあった場合は、早急に検討したいと考えています。

(森武委員)

この財団は生涯学習のためにつくられた財団ですから、私は指定管理を受けて当然だとは思っていますが、昨年度公募で実施されていますので、ある意味保証がなくなった状況だと思うのですが、その中で市が財団をもって運営されているのは何となく矛盾しているような気がします。一方で、こういう財団をつかって生涯学習をやりたいと言っているのに、もう一方で指定管理の部分は公募にしますよ、というのは、今回は数年間受けられるので問題はないか

と思いますが、将来の公募のときに少し整理していただければと思います。

(生涯学習部長)

生涯学習財団というのはそのために市がつくった財団である訳で、最初にお願いはしていたのですが、次は時代の流れと市の色々な考え方の中で、公募としてやってまいりました。これからの指定管理のあり方について考えていかなければならないということは認識しておりますので、少しお時間をいただきながら検討したいと思います。

報告事項（４）『損害賠償専決処分について』

(学校教育課長)

それでは、報告事項４「損害賠償専決処分について」、ご報告させていただきます。

これは、平成 21 年 3 月 23 日以前の日及び平成 22 年 2 月 22 日に、市立野比東小学校における教育活動中に、校庭のフェンスを越えたボールが軽自動車、給湯器及び普通自動車に接触して破損した事故について、「地方自治法」第 180 条第 1 項及び「市長の専決事項に関する条例」の規定により、市長が専決処分を行い、資料にお示ししたとおりそれぞれ示談し、損害賠償を行ったので報告するものでございます。

状況でございますが、平成 21 年の 3 月 23 日に申立人より学校に苦情の申し立てがありまして、その後、教育委員会で検証及び対応策を検討いたしました。被害がボールによるものかどうかについての特定がなかなか難しいという状況がございました。

しかしながら、ボールの飛びだしについては実際に起きていたということがありましたので、それを防ぐための防御フェンスの拡張を検討して、平成 22 年 3 月に工事を行うことで決定いたしました。

ところが、工事着工直前の平成 22 年 2 月 23 日に、申立人より再度ボールが接触して破損したとの連絡をいただき、確認した結果、これについてはやはり児童の活動中のボールであることが特定できたため、以前に申し立てのあったものも含めて、損害賠償を行ったものでございます。

最初にボールがフェンスを越えて自動車等に接触した日時は特定されておりません。また、合計 8 か所の申し立てをいただいておりますが、被害個所を精査した結果、2 か所についてはボールの飛び出しに原因があると判断できない状況であったため、申立人と話し合いの結果、合計 6 か所の修理を行ったも

のであります。

なお、「地方自治法」第 180 条第 2 項の規定により次回市議会定例会に報告することを併せてご報告いたします。

以上で損害賠償専決処分についての報告を終わります。

(三塚委員)

この内容では、教育活動というのは具体的にどのような活動をしていたのか、ボールはどのようなボールでそういうことになってしまったのか、よく分からないのですが、確かに防止対策はされているように思うのですが、学校或いは教育委員会で、保険の適用のようものはあるのでしょうか。

(学校教育課長)

ボールについては、当たったところを見ていた訳ではないので、落ちていたボール等から判断すると、サッカーボールと学級に配布しているゴム製の学級ボールです。保険については、各学校で任意で入られている学校と入られていない学校とがあると聞いておりまして、学校で保険に入っている場合にはその保険の適用があるのですが、一律に入っているものではありません。

(三塚委員)

教育活動中に、例えば授業中であれば担任の先生がついていると思いますが、すぐ対応ができると思うのですが、この中ではそのような様子が見えないのですが、先生たちが知っていたかどうかという点についてはいかがでしょうか。

(学校教育課長)

恐らく休み時間等の中での活動だと捉えておりますけれども、結果的には学校の方から、ボールが飛んでいったからボールを取りに行ったという訳ではなくて、ボールが落ちているという状況を学校へご報告いただいてそれを回収に行った段階で学校は気が付いたということのようです。

(森武委員)

3月23日以前のことという1件目なのですが、詳しい日時がわからないということでこういう表記になっていると思うのですが、例えば〇月〇日から〇日までというのが普通なのかと思うのですがこれはこの表記で問題がないかということと、もう1点は、ご説明にありました、平成22年3月に工事をされたということで、現状ではボールが簡単には飛び出さない状況になっているかということをご説明いただければと思います。

(学校教育課長)

表記については行政管理課と検討しておりますけれども、再度確認をしたいと思えます。工事後については、学校でもそちらに向かって蹴らないようにその段階から指導していたのですけれどもたまたま出てしまった、と。ただ工事後についてはフェンスも高くなったこともあって、校庭開放等でソフトボール等もあるということで全て防げているかまでは把握していないのですが、学校での教育活動の中での飛び出しは起きていないと聞いております。

報告事項(5)『(仮称)佐島の丘室内温水プールの通称名について』

(スポーツ課長)

「(仮称)佐島の丘室内温水プールの通称名について」、ご説明させていただきます。本件は、平成22年5月の教育委員会定例会で報告させていただきました「(仮称)佐島の丘室内温水プール」寄附受納に際し、本施設の通称名を決定しましたので、これを報告するものでございます。

教育委員会事務局、及び関係機関と検討した結果、通称名は「佐島の丘温水プール」とさせていただきます。

通称名は、条例、規則等に定めるものではございませんが、施設の周知等を目的とした各種媒体への掲載時には、この通称名を用いることといたします。

なお、本施設の正式名称につきましては「佐島の丘1丁目1番1号 横須賀市西体育会館」でありまして、この正式名称は、来る本年12月の市議会第4回定例会において、体育会館条例改正議案上程を行い、体育会館条例中に記載する予定でございます。

以上でございます。

(森武委員)

正式名称が「佐島の丘1丁目1番1号 横須賀市西体育会館」という長い名前なのですが、これは、その下の長坂の方も例えば「長坂1丁目2番3号 西体育会館」というような正式名称になっているのでしょうか。

(スポーツ課長)

そのとおりでございます。

(森武委員)

そうしますと、佐島の丘温水プール、或いは佐島の丘と入るような名前にし

てしまえば、通称と正式名称が同じになって分かりやすいと思うのですが、あえて別にされている理由はあるのでしょうか。

(スポーツ課長)

体育会館条例での表記がこれまでこのようになっておりましたので、それに合わせております。

報告事項(6)『関東・全国スポーツ大会結果報告について』

(スポーツ課長)

続いてスポーツ課から、関東・全国スポーツ大会の出場選手の結果報告をさせていただきます。市立中学校と横須賀総合高等学校の結果について、資料にお示ししてございます。

資料の1ページには、中学校全国大会の結果を記載してあります。剣道の久里浜中学校、榎本響香選手が2年生ながら4回戦まで進み、ベスト16と健闘いたしました。

2ページから3ページにかけては、中学校関東大会の結果を載せてございます。常葉中学校の女子ソフトボール部が、全国大会まであと一步と迫る第4位となるなど、多くの生徒が好成績を残しております。

4ページには、横須賀総合高等学校の結果を記載いたしました。定時制柔道部の大塚智選手が第3位に入賞するなど、今年も多くの選手が健闘をいたしました。

なお、これらの情報につきましては、スポーツ課のホームページ等でもできるだけタイムリーに紹介をしておりますので、機会がございましたら、是非ご覧いただくと幸いです。

以上でございます。

(質問なし)

(理事者報告 なし)

(委員質問 なし)

議案第34号から第36号は、今後市長が議会に提案する議案のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成22年8月27日（金） 午前11時10分

横須賀市教育委員会

委員長 齋藤道子

会議録署名人